

令和2年神審第22号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年9月14日02時00分

石川県富来漁港西部の干出浜

2 船舶の要目

船種船名 漁船A

総トン数 6.6トン

登録長 12.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 540キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設けた中型まき網漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方にレーダー、自動操舵装置及びGPSプロッター、左舷側に機関遠隔操縦装置それぞれ装備され、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年9月13日18時00分富来漁港を発し、同港南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、19時30分漁場に到着して操業を開始し、翌14日00時45分操業を終え、同漁場を発進して帰途に就き、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、舵輪後方に備え置いた座椅子に腰を下ろした姿勢で操船に当たり、富来漁港南方沖合に設定された定置網漁業の漁場区域の間に向けて北上し、01時53分半少し前能登富来港風無第3防波堤灯台（以下「風無第3防波堤灯台」という。）から188度（真方位、以下同じ。）1,630メートルの地点で、針路を018度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,200にかけ、9.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、01時54分半少し前風無第3防波堤灯台から185.5度1,340メートルの地点に達したとき、定置網漁業の漁場区域の間を航過した安心感から気が緩んで眠気を催すようになったが、もう少しで入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a受審人は、同じ姿勢で操船を続けていつしか居眠りに陥り、富来漁港西部の干出浜に向首する態勢となって進行し、02時00分風無第3防波堤灯台から052度510メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、中央部船底外板に亀裂等を生じ、来援した僚船により引き降ろされて石川県七尾市の造船所にえい航され、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、富来漁港南方沖合において、同漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、富来漁港西部の干出浜に向首する態勢となって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、富来漁港南方沖合において、座椅子に腰を下ろした姿勢で操船に当たり、同漁港に向けて帰航中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、もう少しで入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けていつしか居眠りに陥り、富来漁港西部の干出浜に向首する態勢となって進行して同浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月29日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲